

「寶田裁判を支援する会」

ニュース NO.12 2021.11.20

事務局：〒760-0073

香川県高松市栗林町 2-14-39

昭和ビル3階（香川県医労連内）

☎ 087-862-6657

FAX 087-862-6699

寶田さん「休業補償給付不支給処分取消請求事件」控訴審 勝利判決めざし傍聴支援を！

判決言い渡し期日 12月8日(水)15:00～

場所 高松高等裁判所（高松市丸の内1-36）

※ 傍聴券の抽選が予想されます。14時頃には高松高裁の玄関前にお集まりください。

※ 「寶田さんを支援する会」では、裁判所宛て要請署名も11月末まで取り組みますので、さらなる集約をお願いします。また、「支援する会」への入会・裁判カンパも引き続きお願いします。



「勝訴」の表示を出させてください



厚生労働省は、11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。この月間は、厚生労働省に対し毎年11月に実施している『要請行動』が今も11月10日に行われました。「全国過労死を考える家族の会」の統一行動に夫とともに参加しました。（参加は今年で5度目です）

厚労省要請行動に 参加して



【厚労省正門前で訴える寶田さん】

要請行動の後、厚労省正門前においで参加者数名が交代でマイクを持ち、自身の体験を交え、増え続ける過労死等への危機感を精一杯訴えました。（要請文は裏面に）

（寶田都子）

当日、厚労省からは労働基準局補償課長を含む12名が出席。家族の会からは、玉木弁護士、寺西代表をはじめ、労災認定がされていない事案等を抱える全国の会員21名（文書のみ提出者含む）が、悲痛な想い・苦しい現状を訴え、一刻も早い救済を求めました。訴えの中で最も多く語られたのは、労働基準監督署の不適切な対応に関するもので、複数年に亘り労災申請を受付ず放置された事例、受付がされても被災者の聴取を行わず、事業者の聴取のみをもつて不認定とした事例等々、耳を疑うような事案が語られました。

席上、玉木弁護士から、不条理な状況に置かれている被災者との係争において、国側が「勝つ」ことのみにこだわる現在のようなやり方はすべきではないと苦言を呈しました。

要請行動の後、厚労省正門前においで参加者数名が交代でマイクを持ち、自身の体験を交え、増え続ける過労死等への危機感を精一心訴えました。（要請文は裏面に）



厚生労働大臣 殿

2021 年 11 月 10 日

1. 申請者 香川県高松市牟礼町大町 2565 番地 6 賀田都子
2. 被災者 賀田都子（本人 60歳）
3. 勤務先 医療法人福生会 介護老人保健施設「明けの星」看護師長
4. 被災年月日 病名 2013年3月7日 適応障害からうつ病に増悪し療養中
5. 現時点での状況

2015年3月高松労基署 休業補償給付不支給決定、同年12月審査請求棄却、
2016年10月再審査請求棄却、2017年1月高松地裁に行政訴訟提訴するも
2020年6月棄却、同年同月高松高裁に控訴、2021年9月結審

6、要請內容

9月に高裁で結審を終えましたが、仕事によって命や健康を失った者の救済を公平公正な視点で、一刻も早く行っていただきたく5度目の要請に参りました。

私は 60 才で被災し 8 年余りが過ぎ 69 才になります。約 38 年間、看護師の仕事に従事し、定年を 1 年半後に控えた時期に、100 床を有する介護老人保健施設を持つ医療法人から頻回の要請があり、2012 年 1 月看護師長として転職しました。そこで待ち受けていたのは、上司からのパワーハラ、看護師不足の常態化による日々の残業・休日出勤に加え、携帯電話に 24 時間・365 日休みなく連絡が入り必要時は昼夜を問わず出勤するという異常な長時間労働、95% の入所者確保の厳しいノルマ等、過去に経験した事がない過酷を極める日々でした。そして、入社から僅か 14 か月足らずで 95% の入所者確保のノルマの未達成の責任者が、看護師長一人にあるとされ、同僚や部下の面前で凄まじい糾弾・叱責を受けた上、その後実質的な解雇通告を受け、精神疾患を発症しました。

紙一重で生かされたものの、心身共にボロボロの状態の私に、周囲の者は「逃げるが勝ち」で療養に専念し、新たな人生を歩むよう強く勧めました。それでも私は、「命を守るべき医療・介護の現場で働く者の命や健康が脅かされる事態や、人としての尊厳を踏みにじられる事態が起きたことを、なかつた事にはできない。泣き寝入りをすれば新たな犠牲者を出す事になる。」という思いを断ち切れず、病を抱えながら労災申請するという道を選択しました。

医療法人は厳しい鋤口令を敷き続け、証拠・証言を隠蔽・改ざんし、労基署の調査では過酷な労働実態は全く明らかにならないまま不支給決定を受け、審査請求・再審査請求も棄却されました。司法こそはと信じ高松地裁に行政訴訟を提起し、3年余りの審理を重ねた昨年6月の判決は、労基署の認定を丸飲みした信じ難いものでした。高松高裁に控訴し、今年9月に結審を終えました。私の精神症状は被災後も増悪しており、証拠の提出時期等を問題視する国側から、「後から作成や書き加えを行った。」とまで言われ、精神疾患への理解が得られない事の苦痛から何度も命を絶とうと考えました。被災者を出した事業所は、真実を開に葬ります。その不条理な状況に翻弄され、遺族、被災当事者と共に、長期に亘り様々な苛酷な状況に追い込まれている実情をご理解ください。厚生労働行政が、被災者が背負う言葉にならない程の苦しみに、真摯に向き合う姿勢を持つ機関である事を、一国民、被災者として願って止みません。



過勞死根絕

「ロコナ病」のことで過労死・過労自殺を引き起こす長時間労働や、パートへのバイトなどで、医療や介護なども含む「もともと労働条件の厳しさ」、「H・セッショナルワーカー」の分野では、「さうな待遇悪化を伴つて」いる職場が日にちます。業務の集中による過労による100時間以上の残業を実行した保健所職員たちの状況は深刻です。このような時代だからこそ、「労働災害を招く長時間労働などを規制する労働基準法の抜本的改正が求められています。

主張

いまこそ長時間労働の規制を

アレワーク増加の中で
コロナ禍で増加した自宅で仕事をする「アレワーク」は、労働時間と生活時間を区別しないことで時間労働やサービス残業の一因になっている。労働時間を厳管理しなければなりません。時々外労働・休日労働・深夜労働をして制限し、安全衛生確保に努めることも、欧州連合(EU)が実現している「つまらない新しい権利」(労働時間外や電話による業務上のメッセージや電話による権利)の確立をすすめることが重要です。

2021/11/14 (赤旗)

署名集約数 (11／15.現在)
7699筆

事務局会議
12／3

12／5

救援会香川県本部
第44回大会

ぼくの夢 大きくなったら
ぼくは博士になりたい
そしてドラえもんに出てくるような
タイムマシンをつくる
ぼくはタイムマシーンにのって
お父さんの死んでしまう
まえの日に行く
そして『仕事に行ったらあかん』というんや

